



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和8年9月1日

【照会先】

栃木労働局 労働基準部 健康安全課

課 長 斎藤 敏男

安全専門官 増 渕 豊

(電話) 028-634-9117

死亡災害「多発警報」を発令！

～死亡災害が過去15年で最多～

栃木労働局（局長 中野 知基）は、栃木県内における業務中の死亡災害が令和8年8月31日現在で18人と過去15年の同時期と比較して最多となっています。特に本年7月以降に立て続けに10人の尊い命が奪われ、歯止めがかからない状況が続いていることから、令和8年9月1日に「死亡災害多発警報」を発令しました。

本年9月以降の死亡災害の撲滅に向け、県内の事業者、労働者及び関係団体に対して、安全の確保、基本的な安全対策の徹底を呼び掛けます。

1 発令日

令和8年9月1日

2 発令期間

令和8年9月1日から令和8年12月31日

3 本年の死亡災害の特徴

交通事故による災害が多く、また、60歳以上の高齢者によるものが10人と約半数以上を占めています。さらに、死亡災害の多くが安全対策に何らかの不備があり発生しています。

4 重点事項

死亡災害を防止するため、次の3項目を最重点事項として推進する。

（1）交通事故対策の徹底

（2）高齢者対策の推進

（3）安全対策の徹底

別紙1 リーフレット「死亡労働災害多発警報発令」

別紙2 令和8年 栃木県内における死亡労働災害発生状況 （8月末現在）

別紙3 令和8年 監督署別・業種別 労働災害発生状況（7月末現在）

死亡災害多発 警報発令



令和8年8月31日現在、栃木県内における業務中の災害による死亡者数は18人となっており、前年同期と比較し6人上回っています。また、過去15年間の同時期（8月末時点）と比較し最多であり、特に7月以降、2カ月間で10人が死亡する大変憂慮すべき状況となっています。こうした事態に歯止めをかけるため、**令和8年9月1日付で、栃木労働局長は「死亡災害多発警報」を発令**します。

発令期間：令和8年9月1日～令和8年12月31日

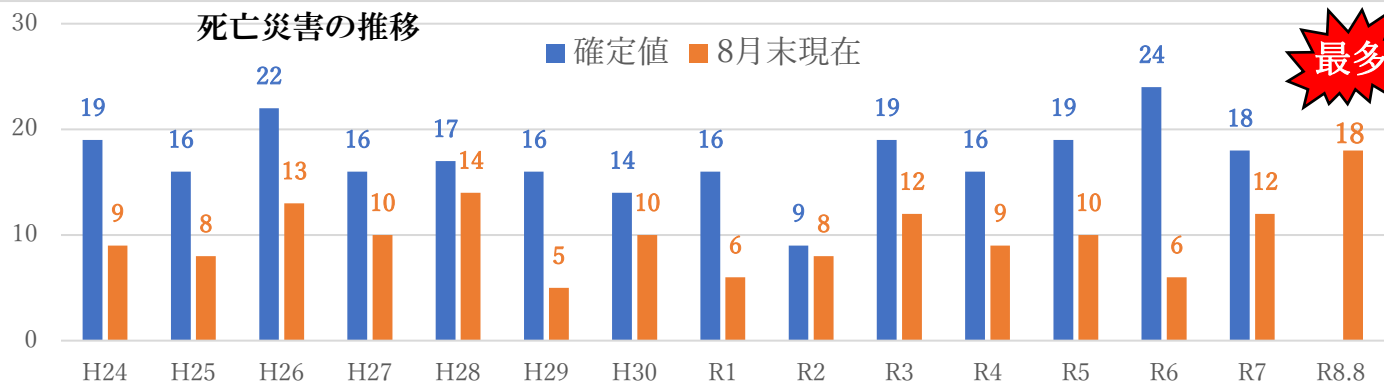
“3つ”の死亡災害の傾向と重点対策（詳細は裏面参照）

重点対策事項

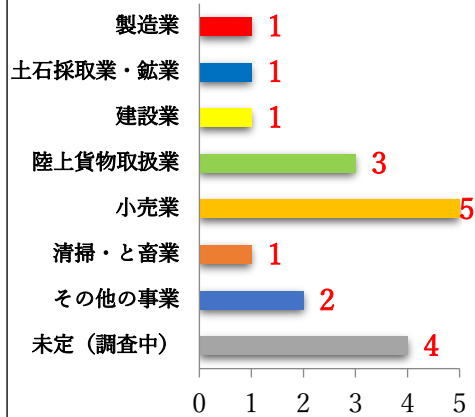
今年の傾向

- ・ **交通事故**対策の徹底⇒交通事故による死亡災害が多発（11人）
- ・ **高齢者**対策の推進⇒60歳以上の高齢者による死亡災害が半数以上を占め、50歳代を含めると9割を占めている
- ・ **安全対策**の徹底 ⇒安全対策に何らかの不備があり発生

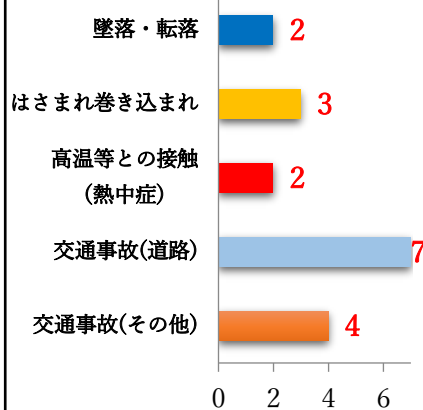
死亡災害の推移



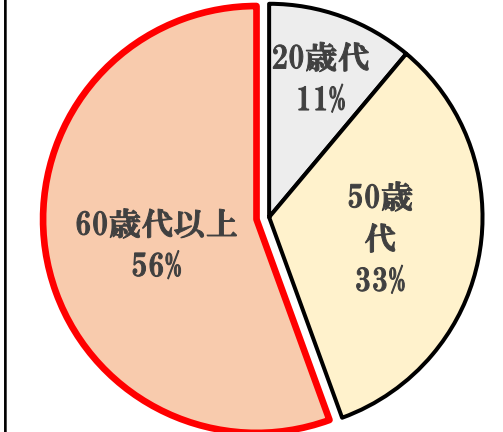
死亡災害の内訳
業種別（R8.8末）



死亡災害の内訳
事故の型別（R8.8末）



死亡災害の内訳
年齢別（R8.8末）



栃木労働局・労働基準監督署

◎ 本年の死亡災害の事例は、栃木労働局ホームページをご覧ください。



1 交通事故対策

(1) 本年度は交通労働災害が多発しており、全国的にも例年死亡災害の約2割を占める労働災害です。業種別でみると運送業以外でも多く発生しており、運送業及び荷主だけでなく、自動車・バイク（原付含む）等の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者で対策が必要です。

(2) 対策 ①管理体制の確立 ②適切な労働時間等管理・走行管理 ③点呼の実施

④荷役作業を行わせる場合 ⑤教育の実施 ⑥意識の高揚 等々、詳しく次のリーフレット参照

運送業及び荷主 ⇒ 「交通労働災害防止のためのガイドラインについて」

運送業以外 ⇒ 上記ガイドラインに加えて、「交通労働災害を防止するために」による対応



2 高齢労働者の労働災害を防ぐために！

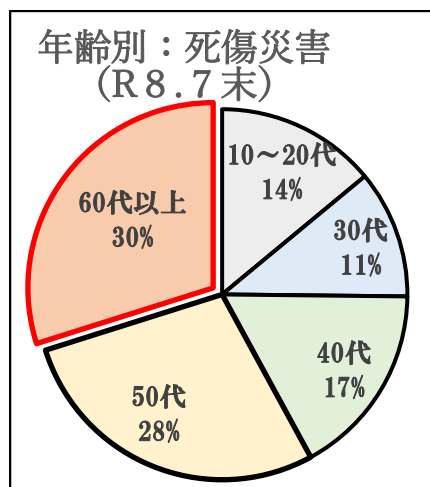
(1) 傾向： 60歳以上の高齢労働者による死亡災害が約50%以上、休業4日以上の死傷災害が災害全体の約30%を占めています。近年、高齢労働者の雇用が増加するなか、経験の浅い高齢労働者による災害も目立っています

(2) 対策： 高齢者の労働災害防止のための指針の推進（エイジフレンドリー指針）

※ 労働安全衛生法が改正され、本年4月より、高齢労働者の労働災害防止対策の実施が事業者の努力義務になっています。

ポイント！

- ① 身体機能の低下を考慮した作業配置（平衡感覚が必要な脚立作業を避ける等）
- ② 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（例えば、◎ 照度を上げ明るくすることで見やすくする、◎ 警報音等は聞き取りやすい中低音域の音へ変更、◎ 段差を減らす、◎ 階段などに手すりを設ける など）
- ③ 再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行う
- ④ 作業員自身が、身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善に取り組むことも重要



3 安全対策の徹底

本年発生した死亡災害には、必要な安全対策が講じられていなかった事例や、安全対策が徹底されていなかった事例が多く見られます。①作業手順を策定し、かつ、安全衛生教育を実施することにより、その徹底を図る。②非定常作業等の作業手順が定められていない場合は、作業を行う前にリスクアセスメントを実施し、対策の徹底を図る。等、基本的な安全対策の徹底とその理解度の確認、定着状況の確認をお願いします。

ポイント！

(1) 基本的に安全対策は、① ②のように「人は間違いを起こす」もの、「機械は壊れる」ものといったことを前提に、どんな状況になっても安全側に傾く対策を図ってください。

- ① フールプルーフ：人がうっかり間違った操作や使い方をしても、「事故が起きない」ようにするもの
- ② フェールセーフ：機械やシステムが故障、異常を起こすことを前提に、「常に安全側に動作」するもの

(2) 安全対策を検討する際には、次の順番で対策を検討します。

- ① 設計や計画の段階における措置：危険な作業の廃止・変更、危険性や有害性の低い材料への代替、より安全な作業方法等への変更等
- ② 工学的対策：ガード・インターロック・安全装置・局所排気装置等
- ③ 管理的対策：マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露防止管理、教育訓練等
- ④ 保護具の使用：危険性・有害性に応じた適切な保護具を選択する

(3) 栃木労働局が進める「Aない声かけ運動！」

を推進し、みんなで声かけをすることで、不安全行動を抑制しましょう。



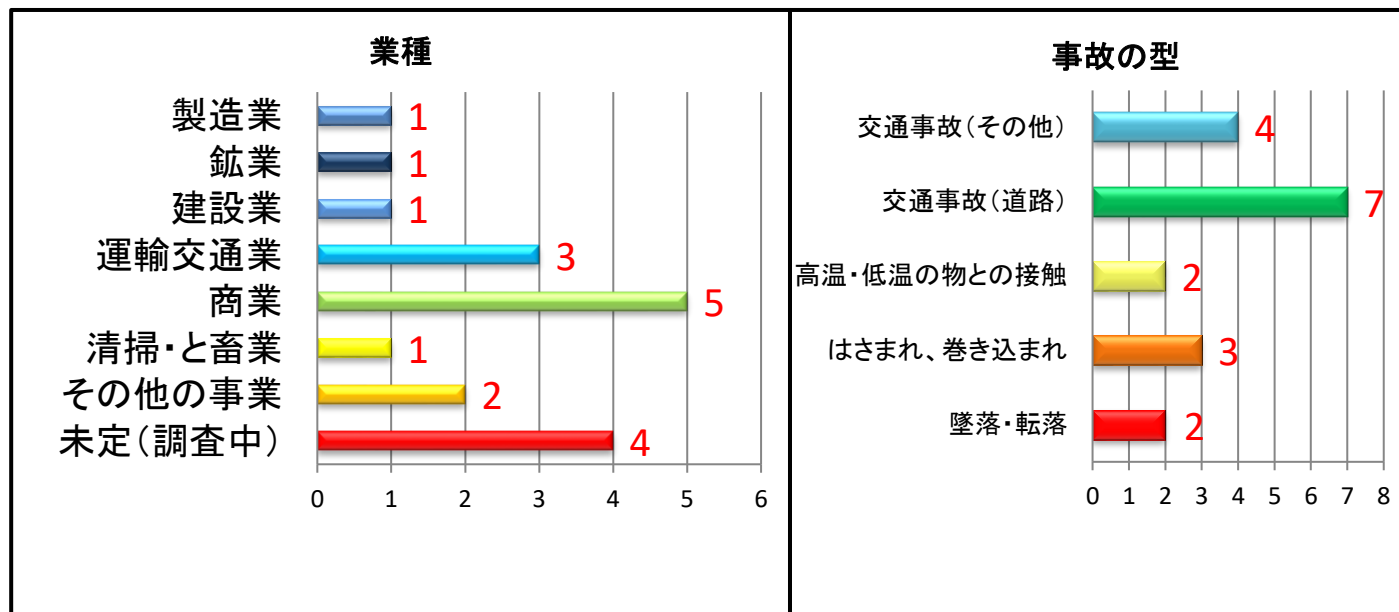
令和8年 栃木県内における死亡災害発生状況

令和8年8月末日現在

栃木労働局

No. 発生月 時間帯	業種	年齢	事故の型	災害の概要
		経験	起因物	
No.1 2月 10時台	その他の土 石採取業	60代	交通事故 (道路)	被災者が事業場の地域活動の一環で、事業場付近の市道の路側帯を清掃する作業中、被災者が横断歩道付近にいたところ、ダンプカーが右折する際に、よそ見をしていたため、横断歩道にいた被災者に気が付かず、ダンプカーに轢かれ死亡したものの。
		7年	トラック	
No.2 3月 19時台	一般貨物自 動車運送業	70代	交通事故 (道路)	被災者はトラックを運転して、荷主事業場から自社に戻る途中、田んぼの中を通る道において対向車とすれ違う際に、トラックを道左端に寄せたところ、トラックごと田んぼ内に横転し、死亡したものの。
		23年	トラック	
No.3 3月 5時台	自動車・同 付属部品製 造業	50代	はさまれ、 巻き込まれ	被災者は造型機の上型上部のシリンダーの高さを決める調整作業中、降下してきた圧着プレートと走行フレームに頭部と身体を挟まれ、死亡したものの。
		4年	射出成形機	
No.4 4月17 時台	産業廃棄物 処理業	50代	墜落・転落	被災者は箱に入った灰をフォークリフトで運搬していたところ、集積場所の開口部からピット内に当該フォークリフトとともに高さ約1メートル墜落した際に、フォークリフトの下敷きとなり死亡したものの。
		0年	フォークリフト	
No.5 4月 14時台	その他の卸 売業	20代	はさまれ、 巻き込まれ	被災者がバス解体作業中に、当該バスの左後輪と車体の間に潜り込み、農業用の鎌を用いてバスのエアサスペンションを切断したところ、エアサスペンションの空気が抜け、車体と地面との間に挟まれ死亡したものの。
		2年	バス	
No.6 4月 15時台	一般貨物自 動車運送業	60代	はさまれ、 巻き込まれ	被災者は、坂道においてドラグショベルを用いてダンプ車の荷台に鉄板を積み込む作業を手伝うため、ダンプ車の荷台上で鉄板を下ろす位置を調整していたところ、鉄板が滑り、鉄板とトラックに被災者の身体が挟まれ、死亡したものの。
		25年	掘削用機械	
No.7 5月 2時台	新聞販売業	70代	交通事故 (道路)	被災者はコンビニへの朝刊配送のため、自動車に乗り、駐車場から道路に左折して進入する際に、道路を走行していたトラックと衝突し、死亡したものの。
		13年	乗用車、バス、 バイク	
No.8 6月 11時台	木造家屋建 築工事業	70代	墜落・転落	発注者敷地内にある休憩所の新築工事において、被災者は高さ1.7メートルの脚立の上から2段目にまたがり、屋根の板張りのビス止め作業を行っていた際、同脚立から1.12メートル下の地面に墜落し、死亡したものの。
		47年	脚立	
No.9 7月 5時台	新聞販売業	50代	交通事故 (道路)	被災者は新聞配達のため道路上をバイク走行中に、対向車線側の敷地内へ右折する為、一時停止した際に後続車に追突され、被災者は頭を強く打ちつけた結果、死亡したものの。
		6年	乗用車、バス、 バイク	
No.10 7月 13時台	警備業	50代	高温・低温の 物との接触	被災者は工事現場で交通誘導を同僚と2名で行っていたところ、被災者が体調を崩したことから、車内で休ませたものの回復しなかったため、救急要請のうえ病院搬送したが、死亡したものの。当日は、猛暑日であった。
		1年	高温・低温環 境	

No. 発生月 時間帯	業種	年齢	事故の型	災害の概要
		経験	起因物	
No.11 7月 12時台	その他の小 売業	20代	交通事故 (道路)	被災者は同僚と共に、客先に向かった後自動車を引き取り、客先の自動車を同僚が、社用車を被災者がそれぞれ運転し帰社途中、東北自動車道において、被災者が運転していた社用車が法面を乗り上げ、横転し、死亡したもの。
		1年	乗用車、バス、 バイク	
No.12 7月 12時台	一般貨物自 動車運送業	60代	高温・低温の 物との接触	被災者は建設工事現場に、トラックにて建築資材を運んだ後、荷下ろし作業を行っていた。作業終了後にふらつきがみられたため、トラックに戻り、当該現場から離れて休んだものの回復せず、救急搬送したが、死亡したもの。当日は、猛暑日であった。
		20年	高温・低温環 境	
No.13 7月 2時台	警備業	60代	交通事故 (道路)	新幹線の高架橋下にある管理用道路(幅2.95m、勾配6度)で、2t平ボディトラックが、作業を終了し資材ヤードに向かうため、管理用道路を後退していたところ、管理用道路の出入口付近で交通誘導を行っていた警備員が轢かれ、死亡したもの。
		10年	トラック	
No.14 ～17 8月 10時台	業種未定 (調査中)	50～60代	交通事故 (その他)	駅構内において、元請及び下請作業員数名が除草剤散布作業のため線路上を歩いていたところ、特急列車にはねられ、4名が死亡したもの。
		調査中	鉄道車両	
No.18 8月 4時台	新聞販売業	60代	交通事故 (道路)	被災者はバイクを運転し新聞配達作業中、信号機のない交差点において、乗用車と出会い頭に衝突し、頭部等を強打し死亡したもの。
		23年	乗用車、バス、 バイク	



令和8年 監督署別・業種別 労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)

令和8年7月末現在

栃木労働局

区 分	栃 木 労 働 局					宇 都 宮			足 利			栃 木			鹿 沼			大 田 原			日 光			真 岡			
	令和7年	令和8年	増減数	増減率	比率	令和7年	令和8年	増減数	令和7年	令和8年	増減数	令和7年	令和8年	増減数	令和7年	令和8年	増減数	令和7年	令和8年	増減数	令和7年	令和8年	増減数	令和7年	令和8年	増減数	
全 産 業 計	9	13	4			2	5	3				3	3	±0		1	1		2	2	2	1	-1	2	1	-1	
	1,088	1,172	84	7.7	100.0	289	321	32	85	70	-15	344	349	5	75	87	12	139	176	37	50	44	-6	106	125	19	
製 造 業 計	3	1	-2			2		-2				1		-1										1	1		
	274	316	42	15.3	27.0	50	66	16	26	21	-5	112	98	-14	25	31	6	22	52	30	14	8	-6	25	40	15	
	食 料 品	81	80	-1	-1.2	6.8	20	20	±0	6	6	±0	32	20	-12	5	4	-1	3	14	11	6	5	-1	9	11	2
	織 維 工 業																										
	木 材 ・ 木 製 品 家 具 ・ 装 備 品	1		-1	-100.0	0.0								-1													
	化 学 工 業	15	17	2	13.3	1.5	2		-2		1	1	3		-3	5	6	1	3	7	4	2		-2		3	3
		1		-1			1		-1																		
	窯 業 土 石 製 品	30	44	14	46.7	3.8	1	9	8	4	6	2	15	13	-2	5	6	1	3	8	5				2	2	±0
		1		-1									1		-1												
	金 属 製 品	14	22	8	57.1	1.9		4	4	1		-1	7	8	1	2	4	2	1	5	4	2		-2	1	1	±0
	一 般 機 械 器 具	32	44	12	37.5	3.8	6	6	±0	6	2	-4	14	16	2	2	6	4	2	4	2	2	2	±0		8	8
		1		-1			1		-1																		
	電 気 機 械 器 具	18	17	-1	-5.6	1.5	4	3	-1	1	1	±0	8	7	-1				2	5	3	1		-1	2	1	-1
輸 送 用 機 械 等	9	20	11	122.2	1.7	1	3	2				6	10	4		2	2	2	4	2					1	1	
		1	1																						1	1	
上 記 以 外 の 製 造 業	37	27	-10	-27.0	2.3	6	3	-3	4	2	-2	18	12	-6	3	1	-2	1	2	1				5	7	2	
	37	45	8	21.6	3.8	10	18	8	4	3	-1	8	12	4	3	2	-1	5	3	-2	1	1	±0	6	6	±0	
土 石 採 取 業 ・ 鉱 業	1	1	±0									1				1											
	10	7	-3	-30.0	0.6							6	5	-1	2	2	±0				1		-1	1		-1	
建 設 業 計	2	1	-1																								
	102	107	5	4.9	9.1	22	28	6	9	7	-2	31	28	-3	6	4	-2	13	18	5	4	12	8	17	10	-7	
	土 木 工 事 業	1		-1																	1		-1				
		25	24	-1	-4.0	2.0	4	5	1	1	2	1	10	7	-3	1		-1	3	6	3	1	3	2	5	1	-4
	建 築 工 事 業	1	1	±0																		1	1	1	1		-1
		47	51	4	8.5	4.4	10	19	9	4	3	-1	16	12	-4	3		-3	6	7	1	2	4	2	6	6	±0
	(うち 木造家屋工事業)	1	1	±0																			1	1	1	1	-1
そ の 他 の 建 設 業	15	14	-1	-6.7	1.2	2	5	3	2	1	-1	5	4	-1								3	3	6	1	-5	
	30	32	2	6.7	2.7	8	4	-4	4	2	-2	5	9	4	2	4	2	4	5	1	1	5	4	6	3	-3	
鉄 道 ・ 道 路 旅 客 運 送 業																											
	12	7	-5	-41.7	0.6	9	5	-4				1	1	±0	1	1	±0				1		-1				
道 路 貨 物 運 送 業																											
陸 上 貨 物 取 扱 業		3	3				3	3																			
	150	134	-16	-10.7	11.4	31	38	7	11	6	-5	54	39	-15	18	16	-2	19	8	-11	1	2	1	16	25	9	
林 業																											
	6	9	3	50.0	0.8		1	1					2	2	1	3	2	3	2	-1	2	1	-1				
農 ・ 畜 ・ 水 産 業																											
	29	37	8	27.6	3.2	9	4	-5	1		-1	2	3	1	2	3	1	10	18	8				5	9	4	
第 三 次 産 業 計	3	7	4				2	2				1	3	2					2	2	1		-1	1		-1	
	505	555	50	9.9	47.4	168	179	11	38	36	-2	138	173	35	20	27	7	72	78	6	27	21	-6	42	41	-1	
	小 売 業		3	3			1	1					1	1					1	1							
		129	141	12	9.3	12.0	46	50	4	7	11	4	32	36	4	4	10	6	22	18	-4	4	6	2	14	10	-4
	社 会 福 祉 施 設																										
	78	84	6	7.7	7.2	23	27	4	10	7	-3	26	20	-6	1		-1	9	17	8	3	3	±0	6	10	4	
飲 食 店																											
	29	33	4	13.8	2.8	6	12	6	1		-1	9	12	3	2	4	2	7	4	-3	1	1	±0	3		-3	

上段：速報による死亡災害で内数
下段：労働者死傷病報告による休業4日以上 の 災 害